

小口生活資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長野原町小口生活資金条例（昭和31年3月制定）の廃止に伴い、町より資金の移管を受けて社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会（以下「社協」という）が小口生活資金の貸付を行うための基本的事項を定めたものである。

(貸付・対象者)

第2条 長野原町に1年以上居住し、世帯更生運動の対象世帯であり、民生委員の紹介のあるものとする。

2 会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(貸付金の種別)

第3条 貸付金は生活に困窮するもので、一時的な生活費・医療費とする。

(貸付の条件)

第4条 貸付の条件は次のとおりとする。

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 貸付限度 | 10万円以内 |
| (2) 貸付利子 | 無利子 |
| (3) 貸付期間 | 1年以内 |
| (4) 据置期間 | 3ヶ月 |
| (5) 延滞利子 | 日歩3銭 |
| (6) 償還方法 | 月賦または一括償還 |

2 資金の貸付を受けようとする者は、町内に居住する連帯保証人1人を附するものとする。

(資金の貸付)

第5条 資金の貸付を受けようとする者（以下「申込者」という）は、小口生活資金貸付申込書（別紙様式第1号）をその地区担当の民生委員を経由して社協会長に提出すること。

(貸付の決定)

第6条 資金の貸付の決定は社協会長が調査し、決定する。

(資金の交付)

第7条 資金の貸付が決定したときは、申込者は借用証書（別紙様式第2号）を社協会長に提出し、資金の交付を受けるものとする。

(不正利用の防止)

第8条 貸付金を受けた者がこれを他に転貸したり、その他貸付の趣旨に反する行為があったとき及び申込書の記載に相違があると認められた場合は、社協会長は直ちに貸付金の一部または全部を返還させることができる。

(貸付金の減免)

第9条 貸付金を受けた者が不慮の災害、その他止むを得ない理由により返還することが困難となったと認められるときは、社協会長は理事会を招集し審議の結果貸付金の一部または全部を減免することができる。

(経理)

第10条 この会計は、社協に於いて特別会計をもって経理する。

附 則

1. この要綱は、昭和62年11月30日から施行する。
2. 昭和58年6月16日制定の社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会小口生活資金貸付要綱は昭和62年11月30日に廃止する。
3. 昭和63年5月27日 一部改正

小口生活資金借入申込書

平成 年 月 日申込		氏名	明治・大正 年 月 日生 昭和・平成					
申込金額 円			(印)					
借用事項			住所	吾妻郡長野原町大字 ☎				
			職業		月收入			
返還方法			連帯保証人	氏名		住所		
						吾妻郡長野原町大字		
						吾妻郡長野原町大字		
家族状況	氏名	続柄	年齢	健否	職業	月収	備考	
担当民生委員の意見	上記の者は事実に相違なく資金貸付は適当と認めます。 担当民生委員 印							

※必要事項を記入の上、借受人本人と保証人の所得証明を添付してご提出下さい。

<別紙様式第2号>

第 号

小口生活資金借用証書

一金 円也

借用期間

自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

据置期間 平成 年 月 日 まで

前記のとおり正に借用いたしました。については小口生活資金貸付要綱を固く守り相違なく返済いたします。

平成 年 月 日

借主 長野原町大字 番地

印

連帯保証人 長野原町大字 番地

印

連帯保証人 長野原町大字 番地

印

長野原町社会福祉協議会 あて

会長 殿

